

# 経済教室

森信 茂樹  
中央大学特任教授

## ポイント

- 北欧などで税務当局が申告書に事前記入
- マイナポータルと電子申告の活用を検討
- 税・社会保障改革、雇用的自営業者も重視



もりのぶ・しげき 50年  
生まれ。大阪大博士（法京  
専攻）。専門は租税法。東京  
財団政策研究所研究主幹

ば、納税申告の手段が生じてくる。さらに少額の所得を得る個人事業者の場合、既存の社会保険制度からこぼれ落ちるという問題も生じる。

プラットフォームを通じ不特定の契約で自らのスキルを提供する人々で成り立つ経済をギグエコノミーと呼ぶ。欧米ではギグエコノミーの税制や社会保障の問題を包括的に

や課題を、先進諸国の例を参考にしながら考えたい。

新たな経済に対して先進諸国で導入されているのは、記

当局に送付することで申告が完了する制度だ。

納税者サービスの一環として、北欧諸国を皮切りに欧州十数カ国で導入されている。日本のように年末調整制度が

この制度は税務当局にとってもメリットが多い。申告書の收受後に申告内容を審査する従来の方式に比べて、申告間違いや記入漏れなど納税者の単純なミスであらじめ防

入へとかじを切ったようだ。税務当局は法定調査の範囲内で、納税者の申告内容と取引相手方の法定調査の内容をマイナポータルを通じマッチングさせている。ただし多くのサラリーマンは年末調整で申告不要であり、すべての

記入済み申告制度とは異なるが、日本の実情に合った記入済み申告制度といえる。

次に課題となるのは、シェアリングエコノミーの下で増えるサラリーマンの副業や小規模事業者の申告インセンティブ（誘因）の拡大だ。日本では18年度税制改正以降、サラリーマンに適用される給与所得控除を縮減して、その分を誰でも使える基礎控除に振り替えていくという方向に進んでいるが、これだけでは十分とはいえない。

設けることだ。サラリーマンと自営業者の垣根が低くなる中で、現時点では前者は経費の概算控除、後者は実額控除と制度が異なっている。後者にも給与所得控除並みの経費の概算控除を導入してはどうだろうか。また英国では、米

また伝統的自営業者に代わり雇用的自営業者が増えてくると、消費税の分野でも、非課税の給与所得と課税の事業所得・雑所得の区分の公平性が問われる。中期的な課題として議論する必要がある。

## 税制大綱 残された課題 ①

# シェア経済への対応急げ

## 少額納税申告の手間軽く

とらえて対策を進めている。本稿では、シェアリングエコノミーやギグエコノミーの発達の下で生じる税務の問題

入済み申告制度だ。この制度は、IT（情報技術）発達の成果を納税申告の利便性向上に活用するものだ。

存在している英国も、2019年からの導入を予定している（表参照）。

納税者について事前に情報を返すシステムを作るには膨大なコストがかかる。そこで既存のマイナポータル制度の個人ごとのポータルである「マイナポータル」と電子申告（e-Tax）を組み合わせて対応する案が検討されている。

諸外国の例を見ると2つの方向が考えられる。一つは副業収入や小規模の事業所得について、納税者が銀行口座を開設して国税当局に登録、その口座に振り込まれた収入の一定割合を銀行が源泉徴収し納税して本人は申告不要とする仕組みだ。証券特定口座制度に類似した簡素な方法を納税者の選択的に導入するもので、エストニアに実例がある。

もう一つはシェアリングエコノミーで所得を得る雇用的自営業者に新たな所得控除を見直す作業が不可欠だ。

高いので、無申告・過少申告の増加というタックス・ギャップ（Tax Gap）の問題が生じる。またこれまで源泉徴収・年末調整で完結していた給与所得者が副業・兼業すれば

税務当局が雇用主や金融機関などから提出された給与支払額、源泉徴収額や保険料支払額などを、あらかじめ納税者の申告書に記入して電子的に送付し、納税者はその内容を確認して、必要に応じて加筆・修正したうえで税務

最も進んでいるスウェーデンでは、税務当局から送付された申告書に、給与、利子、配当などと並んで、支払税額（国税・地方税）、税額控除額が記載され、納税者の税の過不足額（追加納税額や還付額）まで計算・記入される。

医療支払い情報、生損保の保険料控除、住宅ローン残高証明書などの電子的受け取りを可能にし、e-Taxと連動させ申告につながる仕組みだ。ポータルの電子決済機能を使えば納税まで簡素に行える。

国税当局が直接納税者の情報を申告書に記入する本来の

縦割りに構築された日本の雇用保険制度や社会保険制度の枠からはみ出ている。正確な所得情報は彼らのセーフティネット（安全網）の再構築にも必要だ。デジタル経済という大きな社会変革の中で実効ある働き方改革を進めるには、税・社会保障を一体的に見直す作業が不可欠だ。

主要国の記入済み申告制度の導入状況

国名	導入年	記入済み申告書の導入割合
カナダ	1993年	不明
シンガポール	98	99%
フランス	2001	73
スウェーデン	02	100
韓国	04	82
英国	19(予定)	—

(出所)OECD調べ(15年)を基に筆者作成